

社会福祉法人つつじの福祉会
特別養護老人ホーム まつかぜの郷
統括管理者 宮武 昭彦

(令和4年8月1日より)
新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

新型コロナウイルス感染症への対策として、下記内容を策定・周知・実践することにより、入居者（利用者）の安全・安心な暮らしが継続するよう取組むものとする。

I 利用者支援

- ① 利用者は、当該ユニット内にて日常生活を営んでいただく（ユニット間交流は当面中止）。
- ② 外気浴等について
 - ・当該ユニットのベランダや建物外周の駐車場等での外気に触れながらの「憩いの時間」は、入居者の現況（心身状況）を踏まえ、各ユニットで検討し実施することを可とする。
 - ・第三者との接触の可能性のある買い物・観光・飲食等への外出は禁止。
但し、「移動販売」による「まつかぜの郷の駐車場」での「買い物」は、可とする。
※厚生労働省・兵庫県の「新型コロナウイルス施設感染予防」を踏まえて実施するものとする。
 - ・施設ワゴン車でのドライブ（下車なし）は可とする。
※「新型コロナウイルス感染予防」を踏まえた詳細な企画書（計画書）の提出が要件
- ③ 家族との面会 ⇒ 下記 III 参照

II 施設・職員の取組み

- ① 外部者の施設内への出入りに制限をかける。
- ② 介護・看護業務以外の目的での各ユニットへの出入りは自粛とする。
- ③ 出勤時に検温し、37.0度未満かつ風邪症状の無い職員のみ勤務可能とする（検温時の測定値及び問診内容を備え付け帳票に記入）。手指消毒、うがい、マスク（食事介助時は必ずフェイスシールドを着用）を着用し勤務する。
- ④ 家族に感染症者が発生した場合、当該職員は出勤停止（濃厚接触者 条件付き3日）とする。
- ⑤ 各ユニット清掃時に、手すり、ドアノブ、ドアスイッチ等多くの者が触れる部分の消毒液による拭き取り（1日1回以上）を実施する。夜間帯は共有スペースの消毒の実施。
- ⑥ 他ユニットへの不必要な移動は自粛とする
- ⑦ 各会議・委員会・朝礼は実施とする
- ⑧ 8月1日よりロッカー・休憩室はマスクを外した会話は自粛とし休憩、食事のみ使用可とする。1テーブル1名まで使用可能、休憩室は最大2名までの入室となります。
* 1F 地域交流スペースでの1机に一人の食事使用は可とします。
- ⑨ 公休日に発熱や風邪症状がでた場合は、すぐに主任か副主任（チャットで報告する）に報告する
- ⑩ エレベータ制限は解除とします。乗車前の消毒は徹底ください

III 利用者家族への対応

- ① 「対面面会」について
 - 「対面面会」については可とし、オンライン面談も引き続き可とする。
面会は一度に家族1名を基本とする（介助が必要な場合は除く）。
 - 面会は1家族1日に最大2名までとする。相談室にて1名づつの面会とする。
- ② オンライン面会（Ipad活用し家族と面会）。

面会は一度に家族 1 名を基本とする（介助が必要な場合は除く）。

※ 施設の携帯電話を用いて「会話」を希望する場合、「オンライン面会」と同様の仕組みで実施。

③ 利用者との外出

近隣散歩等の不特定多数の者との接触が想定されない近隣での散歩は可とする。1 日 1 回 2 名まで可とする。

④ 看取り期利用者家族への対応

看取り支援がスタートすれば、利用者の居室にてケア・面会を可とする。（制限有）

但し、問診票記入等、面会等に対して必要な措置を講じることが要件（別紙参照）

IV 小学校、中学校のお子様をお持ちの職員への対応

- ① a) 学童保育に入れない b) 保育所も休みとなった c) 自宅ではお子さんを見る方がおらずお子さんのみでの留守番が不安かつ心配である 等のお子さんをお持ちの職員については、お子さんとの同行出勤を認める。

※ 同行出勤の場合は職員と同じく検温し、37.0 度未満の場合のみ入館可能とする（事務職員が確認後、申請書用紙に測定値等を記入する）。手洗い、うがい、手指消毒を行った後「家族の札」を着け、1F 会議室を利用する（トイレは 1F 地域交流スペースのトイレを利用）。

※ 事務職員は 60 分おきにお子さんへの声掛けを行う。

V 外部の搬入・営業・関係業者

- ① インターホンにて呼び出しを受け、事務職員が玄関先にて対応する。

- ② 打合せ等で入館の場合は、検温・問診、手指消毒、マスクの着用をお願いする。

* 受付にて検温（37.0 度未満）かつ風邪症状の無い場合のみ入館可（測定値等を問診票に記入）。

- ③ 嘴託医・訪問歯科・マッサージは施設への出入りを下記の通りとする。

・嘴託医 ⇒ 毎週の定期回診において各ユニットにて診療等をおこなう。（一部、制限有）

* 陽性者のいるユニットは必要と判断された場合以外は基本、自粛とする

・訪問歯科 ⇒ 歯科医の診察・施術の必要がある場合、各ユニット（共用スペース）にて診療等おこなう。（一部、制限有）

* 陽性者のいるユニットは必要と判断された場合以外は基本、自粛とする

・マッサージ ⇒ 施術の必要がある場合、各ユニットの居室にて診療等おこなう。

施術者にはフェイスシールド着用いただく（一部、制限有）

* 陽性者のいるユニットは必要と判断された場合以外は基本、自粛とする

但し、問診票記入等、診療等に対して必要な措置を講じることが要件（別紙参照）

- ④ 訪問理美容について

感染予防策を徹底し、各ユニットにおいて実施する。（一部、制限有）

* 陽性者のいるユニットは必要と判断された場合以外は基本、自粛とする

⇒ 入居者の整容に関する事項であるため、ご本人の心理面・家族の要望等を総合勘案して決定。

但し、問診票記入等、施術等に対して必要な措置を講じることが要件（別紙参照）

- ⑤ 「移動販売」：セブン・イレブン

毎月 第 2、第 4、火曜日 16:00～ 実施（一部、制限有）

但し、問診票記入等、実施に対して必要な措置を講じることが要件（別紙参照）

* 陽性者のいるユニットは必要と判断された場合以外は基本、自粛とする

| | | | | | |
|----|---------------------|----|---------------------|----|---------------------|
| 附則 | 令和 3 年 3 月 31 日より実施 | 附則 | 令和 3 年 4 月 25 日より実施 | 附則 | 令和 3 年 6 月 10 日より実施 |
| 附則 | 令和 3 年 6 月 21 日より実施 | 附則 | 令和 3 年 8 月 20 日より実施 | 附則 | 令和 3 年 10 月 1 日より実施 |
| 附則 | 令和 3 年 11 月 1 日より実施 | 附則 | 令和 4 年 2 月 11 日より実施 | 附則 | 令和 4 年 5 月 1 日より実施 |
| 附則 | 令和 4 年 8 月 1 日より実施 | | | | |